

# 仙台市中学校長会 会則

第1条 本会は、仙台市中学校長会と称し、事務局を仙台市立五城中学校に置く。

第2条 本会は、仙台市立中学校長、宮城教育大学附属中学校副校長及び仙台市立仙台青陵中等教育学校長を以て組織する。

第3条 本会は、会員相互の連絡・連携を図り、中学校教育の研究・協議、関係機関への提言や情報発信などを行い、以て本市教育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 校長相互の連絡・連携に関すること。
- 2 中学校教育の研究・協議及び会員の研修に関すること。
- 3 関係諸機関との連絡・調整及び提言や市民への情報発信に関すること。
- 4 その他必要なこと。

第5条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 部長8名

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。  
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。  
部長は、会務を分掌し、部を代表する。
- 2 役員の任期は1か年とし、再任を妨げない。

第6条 役員の選出については、次のように行う。

- 1 会長及び副会長は、役員選考委員会において選考し、臨時校長会で報告・承認する。
- 2 部長は、会長がこれを委嘱する。
- 3 役員選考委員会については、役員選考委員会規程により運営する。

第7条 本会には次の部を置き、会務の企画運営に当たる。

- (1) 総務部 各部の連絡調整、福利厚生及び他部に属さない事項
- (2) 研究部 教育課程の諸課題についての研究調査に関する事項
- (3) 教育課題部 当面する諸課題への対応及び提言に関する事項
- (4) 研修部 例会での研修の企画・運営及び課題・法制関係の研修に関する事項
- (5) 人事部 教職員の人事及び人事の課題に関する事項
- (6) 情報部 会のホームページ及び広報活動に関する事項
- (7) 行財政部 学校運営等に関する事項及び教職員の待遇に関する事項、並びに会の経理に関する事項
- (8) 生徒指導部 生徒指導・特別支援教育及び部活動に関する事項

- 1 各部に部長・副部長を置く。
- 2 部会は、必要に応じて開き、所管事項を審議する。

第8条 本会に次の機関を置き、会長が招集する。

総会 例会 役員会 部会 臨時校長会

- 1 総会は原則として年1回開催し、次の事項を審議する。
  - (1) 経理及び事業計画に関すること。
  - (2) 会則改正に関すること。
  - (3) その他本会の目的達成のための重要事項に関すること。
- 2 例会は、原則として月1回開き、会務その他について協議、研究する。
- 3 役員会は、必要に応じて開き、主要事項を審議する。役員会には役員及びその他会長の指名する者が出席する。
- 4 部会は、必要に応じて開き、所管事項を審議する。

5 臨時校長会は、必要に応じて開き、役員の選出等を行う。

第9条 本会は委員会を置くことができる。

1 委員会は、総会等の決議により設置し、特定事項の処理に当たる。

2 委員は、会長が委嘱し、委員会は会長が招集する。

3 委員会には委員長を置く。

第10条 監事は若干名とし、臨時校長会で選出し、会計を監査する。任期は1か年とする。

第11条 本会に会員の中から顧問を置くことができる。但し、顧問は会長経験者とし、会長より委嘱され、その相談に応じる。

第12条 事務局には事務局長と事務担当職員を置き、庶務会計の実務に当たる。

第13条 本会は、会員の慶弔に対し、慶弔規程により敬意を表する。

第14条 本会の運営に必要な経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第15条 本会の会則改正は、総会の決議による。

#### 附 則

1 この会則は、昭和51年4月1日から実施する。

2 昭和59年 4月 1日 一部改正

3 昭和60年 4月19日 一部改正

4 昭和63年 3月10日 一部改正

5 平成13年 4月 6日 一部改正

6 平成13年12月 4日 一部改正

7 平成15年 4月 3日 一部改正

8 平成17年 2月10日 一部改正

9 平成18年 2月 9日 一部改正

10 平成19年 2月 8日 一部改正

11 平成21年 4月27日 一部改正

12 平成24年 4月23日 一部改正

13 令和 5年 4月27日 一部改正

## 仙台市中学校長会役員選考委員会規程

第1条 この規程は、仙台市中学校長会会則第6条の規定に基づき、役員選考について必要な事項を定める。

第2条 役員選考委員会は、会長がこれを招集する。

第3条 役員選考委員会は、各部副部長及び各委員会副委員長により構成する。

第4条 役員選考委員会は、仙台市中学校長会の次年度会長及び副会長を選考し、会長に報告する。

附則1 この規程は平成19年2月8日から施行する。